

○総務省告示第二十一号

電波法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年総務省令第四号）の施行に伴い、平成二十六年総務省告示第三百三十九号（キャリアアグリゲーション技術を用いて行つてはならない通信を定める件）は、廃止する。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣 石田 真敏